

◎新潟県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年9月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仙納徳合線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字仙納字木戸口3033番3から	新	6.8～19.0メートル	212.1メートル
同市大字徳合字藤塚1679番1まで	旧	6.0～13.0メートル	215.4メートル